

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	軽自動車税(種別割) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、税務システムにおける特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づき各種情報管理を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の減免に関する事務
②事務の概要	軽自動車税(種別割)は地方税法第443条、第444条及び市税条例第80条の規定に基づき、4月1日現在市内に主たる定置場がある軽自動車の所有者もしくは使用者に対し車種等により課税する。軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車)は、購入や譲渡により所有者になった場合や廃棄や譲渡などをして所有者でなくなった場合に申告が行われる。車種により申告先は異なり、原動機付自転車・小型特殊自動車以外については軽自動車検査協会等で申告、受付をし市に回送される。 【賦課に係る業務】 ①原動機付自転車・小型特殊自動車の登録、廃車等手続き申請受付 ②軽自動車台帳の管理(回送された分の登録、廃車等のシステム入力) ③税額の通知(納税通知書、更正通知等) 【減免に係る事務】 ①会津若松市軽自動車税(種別割)の減免に関する事務取扱要綱に基づき、納税義務者から期日までの申請受付 ②減免の適否を決定し減免通知書の送付 【証明書の発行】 ①継続検査用納税証明書の発行 ②標識交付証明等、軽自動車税(種別割)に係る証明書の発行
③システムの名称	総合行政システム(標準化前)、総合行政システム(標準化後)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、軽OSS連携システム、軽自動車税納付確認システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税(種別割)管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠):なし (主務省令第2条の表における情報照会の根拠):48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
	郵便番号 965-8601

請求先	会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 財務部 税務課 0242-39-1222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 財務部 税務課 0242-39-1222
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある書類等の保管や廃棄の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	なし	Ⅳリスク対策の記載事項追加	事後	様式変更
令和3年1月26日	表紙 評価書名	軽自動車税 基礎項目評価書	軽自動車税(種別割) 基礎項目評価書	事後	地方税法改正による修正のため重要な変更には該当しない
令和3年1月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事	軽自動車税の減免に関する事務	軽自動車税(種別割)の減免に関する事務	事後	地方税法改正による修正のため重要な変更には該当しない
令和3年1月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	地方税法改正による修正のため重要な変更には該当しない
令和3年1月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事	地方税法第442条の2	地方税法第443条、第444条	事後	地方税法改正による修正のため重要な変更には該当しない
令和3年1月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事	③税額の通知(納税通知書、更生通知等)	③税額の通知(納税通知書、更正通知等)	事後	文言整理等による修正のため重要な変更には該当しない
令和3年1月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年1月26日	事後	判定基準日の見直し
令和3年1月26日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年1月26日	事後	判定基準日の見直し
令和7年3月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	総合行政システム(標準化前)、総合行政システム(標準化後)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、軽OSS連携システム、軽自動車税納付確認システム、軽自動車検査情報市区町村提供システム	事前	文言修正及び追加
令和7年3月24日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	団体内統合宛名ファイル	軽自動車税(種別割)管理ファイル	事後	文言修正
令和7年3月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法令改正
令和7年3月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし(別表第二における情報照会の根拠):27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠):なし(主務省令第2条の表における情報照会の根拠):48の項	事後	法令改正
令和7年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月26日	令和7年3月14日	事後	判定基準日の見直し
令和7年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月26日	令和7年3月14日	事後	判定基準日の見直し
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	記載事項追加	事後	様式変更
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	記載事項追加	事後	様式変更